



2023年2月14日

各 位

会社名 : 三菱ケミカルグループ株式会社
代表者名 : 代表執行役社長 ジョンマーク・ギルソン
(コード番号: 4188 東証プライム市場)
問合せ先 : コーポレートコミュニケーション本部長 清水 治
TEL. 03-6748-7120

連結子会社（田辺三菱製薬株式会社）に対する仲裁申立てへの仲裁判断に関するお知らせ

当社は、2019年2月20日に「当社連結子会社（田辺三菱製薬株式会社）に対する仲裁の申立てに関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社の連結子会社である田辺三菱製薬株式会社（本社：大阪府中央区、代表取締役：上野裕明、以下「田辺三菱製薬」）は、Novartis Pharma AG（以下「Novartis社」）より、2019年2月15日に田辺三菱製薬を被申立人とする仲裁の申立てを受け、国際商業会議所において仲裁手続きを継続しておりました。

今般、2023年2月13日に、仲裁廷より仲裁判断を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 仲裁申立ての内容

田辺三菱製薬は、Novartis社とのライセンス契約に基づき、米国、EU等における同社製品（「ジレニア」）に関するロイヤリティを受領していましたが、Novartis社は本仲裁において、ライセンス契約のロイヤリティ支払い義務を定める規定の一部は無効であるためロイヤリティ支払い義務がないことを主張しておりました。

2. 仲裁判断の要旨

仲裁廷は、Novartis社の主張を全面的に否定する判断を下しました。すなわち、争点となったライセンス契約のロイヤリティ支払い義務を定める規定は全部有効であるとの判断がなされました。

3. 今後の見通し

本仲裁手続きに入って以降、田辺三菱製薬はジレニアのロイヤリティの一部について、IFRS第15号に従い売上収益の認識を行わないこととしましたが、上記の仲裁判断により、2023年3月期第4四半期で一括して売上収益として認識いたします。当社グループの業績への影響につきましては、本仲裁判断の詳細な内容を精査の上、今後、影響が明らかになった時点でお知らせいたします。

以 上